

海外在留邦人の方の一時帰国時における新型コロナ・ワクチン接種事業
(日本未承認ワクチン接種者に対する運用の一部変更について)

2021年9月29日
在ギリシャ日本国大使館

1 日本に住民票を有しない海外在留邦人等の方で、日本で薬事承認されていないワクチンを2回接種した方については、これまで本事業の対象外となっていましたが、今後はご本人の判断に基づき、医師と相談の上で、ワクチン接種が可能となりました。接種ワクチンは、特段の事情がない限りファイザー製で、最大2回までの接種が可能となります。

2 本件ワクチン接種をご希望の方は、下記の外務省 HP(特設サイト)をご確認の上、ワクチン接種の予約をしてください。

■外務省 HP:一時帰国の際のワクチン接種事業について

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

3 本事業におけるワクチン接種についてのご質問は、以下のコールセンター、専用メールアドレスへお問い合わせください。

【問い合わせ先(一時帰国ワクチン接種事業専用)】

コールセンター(日本語:月曜～日曜8時～20時・日本時間)

・海外からかける場合:(+81)50-5806-2587(有料)、もしくは Skype 上で
mofa-vaccine-QA@asiahs.com (無料)

・日本国内からかける場合:03-6633-3237(有料)

メールアドレス: mofa-vaccine-QA@asiahs.com

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp